

学校における働き方改革
増毛町ワークスタイルプラン

平成 30 年 1 2 月
(令和 2 年 3 月改定)
増毛町教育委員会

はじめに

現在、学校を取り巻く環境は複雑化・多様化し、学校現場が直面する課題も多種多様であり、教員は様々な教育課題への対応を求められています。

平成28年度に、北海道教育委員会が実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」では、1週間当たりの勤務時間が60時間を超えている者の割合が、小学校で2割、中学校で4割を超えているという実態が明らかになりました。

こうした状況を踏まえ、北海道教育委員会において、「学校における働き方改革北海道アクション・プラン（平成30年3月）」が公表され、その中で、道内全ての学校における働き方改革を進めるための業務改善の方向性を示すとともに各市町村の教育委員会による計画的な取組が求められています。

増毛町においても、町内の学校において、働き方改革を行うため、業務改善の方向性を示した「学校における働き方改革 増毛町ワークスタイルプラン」を作成することといたしました。

今後においても、学校、家庭、地域、行政が密接に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら勤務できる環境の整備に努めてまいる考えです。

○ 取組の方向性

- ・ これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるといふ、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行する。
- ・ 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国、地方公共団体、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要である。

○ ワークスタイルプランの目標及び期間

本プランに掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、当面の目標を次のとおり設定し、取組期間は平成30年度から令和2年度までの3年間とする。

教員の在校等時間から条例で定める勤務時間等を減じた時間を 1ヶ月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。
--

※1 児童生徒等にかかる臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない

場合についても、1年間で720時間を超えないようにするとともに、1ヶ月で45時間を超える月は1年間に6月までとする。

※2 また、1か月では100時間未満であるとともに、連続する複数月のそれぞれの期間について、月平均が80時間を超えないようにする。

※3 「在校時間」は、「増毛町立学校の教員の勤務時間の上限について」の(2)の①による。

町教委は、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に務める。また、学校は、時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を実施していく。

○ 具体的な取組

- ・ 町教委は、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取組を行う。
- ・ 学校は、校種をはじめ、各学校の実情を踏まえた上で、優先順位を決めて、次の取り組みを行う。

1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

- ・ 町教委は、町内の各学校に対して、学習支援員、特別支援教育支援員、学校教育活動支援員等の専門スタッフの配置を進める。

(2) ICT環境の整備による効果的な教科指導や事務負担の軽減

- ・ ICT環境整備のため、各学校へタブレット端末を配布し、教師の効率的な教材研究・学習指導の準備と評価に活用する。またアプリを使った授業も取り入れ、児童生徒の情報活用能力の育成を図り、学力向上へつなげていく。
- ・ 本庁舎とのLAN整備により、一般経理や文書の授受等に生じる事務負担を軽減する。

(3) 校務支援システムの導入促進

- ・ 道立学校において導入されている、成績処理などを行う教務支援システムやメール機能などを有するグループウェアを備えた「北海道公立学校校務支援システム」について、管内の導入の実績を見ながら検討を進めていく。

○北海道公立学校校務支援システム導入学校数（H31.4.1現在）

小学校・中学校 54自治体、313校

高等学校・特別支援学校 道立学校262校、市町村立学校16校

（3）コミュニティ・スクールの取組み

- ・ 町教委は、学校を核として、地域全体で子供たちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」を導入し、地域の実情に応じた効果的な活動を促す。

2 部活動指導に関わる負担の軽減

（1）部活動休養日等の完全実施

- ・ 生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、教師が健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する必要があることから、全ての部活動における休養日等の完全実施に向けた取組を進める。

① 部活動休養日の実施

- ・ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）こと。

また、学校閉庁日はその期間を休養日とし、道民家族の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努めること。

② 部活動の活動時間

- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とすること。

※ 上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱の詳細については、「北海道の部活動の在り方に関する方針」による。

(2) 複数顧問の効果的な活用

- ・ 可能な限り部活動ごとに複数顧問を配置し、かつ、交代で指導や安全管理を行うなどして、時間外勤務縮減につながる取組を行う。

(3) 部活動指導員の配置等

- ・ 町教委は、町内に在住する部活動指導員としての適任者を、学校と協議の上、配置を検討する。

3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

(1) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・ 学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を積極的に取り入れ、意識改革を図ることができるよう、次の取組を進める。

○月2回以上の定時退勤日の実施

○担任の負担軽減のため、一般事務の分散化

(2) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

- ・ 町立学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定する。

① 実施目的

- ・ 職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため

② 設定期間

- ・ 8月15日前後の特定の3日間に設定することを基本（夏季休業期間内で学校の実情に応じて設定することも可）
- ・ 年末年始の休日は、全町統一の学校閉庁日とする

③ 服務上の取扱等

- ・ 年休、夏休、振替等
- ・ 休暇取得を強制しない
- ・ 部活動休養日に設定

④ 保護者への周知

- ・ 各学校が通知を保護者に発出

(3) 勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築

- ・ 学校職員が自らの勤務時間に対する管理意識向上のため、各学校にタイムカードを導入する。
- ・ 学校においては、勤務時間等を把握・記録した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取組を進める。

4 教育委員会による学校サポート体制の充実

(1) 調査業務等の見直し

- ・ 教員の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、廃止や縮小、他の調査との統合など、実施の必要性を踏まえて調査業務の見直しを行ってきており、今後も、調査の精選を図るとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう取り組んでいく。
- ・ 各種届出や報告事項等の見直しを行うとともに、提出書類や様式の簡素化を進める。
- ・ 民間団体等からの作文や絵画コンクール等への出展依頼、各種団体からの子どもの事業依頼などについて精査し、学校の負担軽減に取り組む。

(2) メンタルヘルス対策の推進

- ・ 町教委は、職員のメンタルヘルス・ケア支援として、ストレスチェックの実施、心の健康に不安を抱く職員やその家族が相談できる「心の相談室」を開設し、町立学校職員のメンタルヘルス対策を推進する。

(3) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

- ・ 町教委は、町内の小学校及び中学校において、いじめ・不登校・問題行動等の対応として、専門的な見地からの助言や支援を行うため、増毛町学校教育活動支援員を配置する。
- ・ 支援員は、学校長の指揮監督の下に、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 児童生徒へのカウンセリング、ケア
 - (2) 児童生徒の学校活動への支援、及び、学習支援
 - (3) 教職員への助言、支援
 - (4) 保護者との教育相談支援
 - (5) その他教育活動諸問題への対応支援

(4) 学校の組織運営に関する見直し

- ・ 町教委は、学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用となるよう指導・助言を行う。

○ 保護者や地域住民等への理解促進

教員の長時間労働を改善し、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務することができる環境を整備することが、学校教育の質の向上につながる。子どもたちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携協力して進めなければならず、その基礎となるのは信頼関係や共通認識であり、学校における働き方改革の取組について、保護者や地域住民等にも理解を深めてもらう必要がある。

このため、各学校においては、保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教員の働き方改革について、学校評価に明確に位置付けるなどするとともに、町教委においても各関係機関と連携するなどしながら、学校における働き方改革について、保護者や地域住民等への普及啓発を進める。

○ 増毛町立学校の教員の勤務時間の上限について

文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を参考に、増毛町立学校の教員の勤務時間の上限の目安時間を次のとおり定める。

ここで定める上限の目安時間については、教員に目安時までの勤務を推奨するものではなく、町教委及び各学校は、教員の勤務時間が上限の目安時間を超えないよう、本プランの取組を推進する。

(1) 対象者

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員を対象とする。

(2) 「勤務時間」の考え方

教員が校内に在校している在校時間を対象とすることを基本とする。なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基

づき除くものとする。

これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。

ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとする。

これらを総称して「在校等時間」とする。

(3) 上限の目安時間

ア 1か月の在校等時間の総時間から市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例で準用する北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「道条例」という。）で定める勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。

イ 1年間の在校等時間の総時間から道条例で定める勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

(4) 特例的な扱い

ア 上記(3)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から道条例で定める勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から道条例で定める勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。

イ また、1か月の在校等時間の総時間から道条例で定める勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月(2か月、3か月、4か月、5か月、6か月)のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から道条例で定める各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。